

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金貸付の償還免除手続きについて、死亡等により申請をすべき者がいない場合に、職権による免除が可能となるよう、「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」を一部改正します。

2 改正概要

- （1）災害援護資金貸付の償還免除手続きについて、死亡等により申請をすべき者がいない場合に、職権による免除が可能となるよう、第 20 条にただし書きを追加します。
- （2）その他、文言の整理を行います。

現行	改正後
<p>【第 20 条】（償還免除）</p> <p>条例第 15 条の規定により<u>償還金</u>の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、当該者の氏名及び住所、免除を必要とする理由その他市長が必要と認める事項を記載した書面に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第 18 条第 2 項の規定は、<u>前項</u>の書面を受け付けた場合において、<u>償還金の支払</u>を免除し、又は免除しないことに決定したときに準用する。</p>	<p>【第 20 条】（償還免除）</p> <p>条例第 15 条の規定により<u>災害援護資金の償還未済額</u>の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、当該者の氏名及び住所、免除を必要とする理由その他市長が必要と認める事項を記載した書面に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 第 18 条第 2 項の規定は、<u>前項本文</u>の書面を受け付けた場合において、<u>償還</u>を免除し、又は免除しないことに決定したときに準用する。</p>

3 施行予定日

公布の日から施行